

高知大学農林海洋科学部レンタルラボラトリー規則

〔平成28年3月9日〕
規則第106号

最終改正 令和3年9月24日規則第36号

(設置)

第1条 高知大学農林海洋科学部（以下「学部」という。）に、高知大学（以下「本学」という。）の産学官民連携を推進するため、高知大学農林海洋科学部レンタルラボラトリー（以下「レンタルラボ」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において「レンタルラボ」とは、民間等外部の機関が利用することができる学部の実験室等をいう。

2 レンタルラボは、農林海洋科学部長が財産監守者と協議の上、指定するものとする。

(利用者の資格)

第3条 レンタルラボを利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 本学と共同研究を行う者またはこれに準ずる研究を行う者
- (3) その他農林海洋科学部長が特に必要と認めた者

(利用の申請及び承認等)

第4条 レンタルラボを利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、高知大学農林海洋科学部レンタルラボラトリー利用申請書（別紙様式1）（以下「利用申請書」という。）を農林海洋科学部長に提出し、農林海洋科学部教授会の承認を受けなければならない。

2 農林海洋科学部長は、前項、第4項及び第6項の申請があったときは、利用申請書を審査の上、当該申請に対して承認するか否かを決定し、その旨を利用申請者に通知するものとする。

3 農林海洋科学部長は、学部の管理上必要な範囲でレンタルラボの利用に条件を付すことができる。

4 レンタルラボの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書に記載した事項について変更しようとするとき、又は変更を生じたときは、改めて利用申請書（別紙様式1）を農林海洋科学部長に提出し、承認を受けなければならない。

5 前項の承認の期間は、当該年度とする。ただし、必要があると認めるときは、年度を超えて承認することができる。

6 利用者は、利用期間の更新を行おうとする場合、期間満了の3ヶ月前までに利用申請書を農林海洋科学部長に提出し、利用の更新の承認を受けなければならない。

(利用の報告)

第5条 農林海洋科学部長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

(立入り)

第6条 農林海洋科学部長は、学部の管理上必要があるとき、又は緊急の必要があるときは、レンタルラボに立ち入り、必要な措置を講じることができる。

(規則等の遵守)

第7条 利用者は、この規則及び利用承認条件等を遵守しなければならない。

2 農林海洋科学部長は、利用者が前項に違反し、又は学部の運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(利用料)

第8条 利用者は、別に定める利用料を原則として前納しなければならない。

2 本学が事前協議において適当と認めた場合に限り、利用者は利用料を分納することができる。

3 既納の利用料は、原則として返還しない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 研究機器・備品の搬入及び撤去に要する費用
- (2) 廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用
- (3) その他利用者の負担とすべき費用

(安全衛生管理)

第10条 利用者は、安全及び衛生のために必要な措置をとらなければならない。

(施設の保全義務)

第11条 利用者は、利用承認条件を遵守し、善良な管理者の注意をもってレンタルラボを利用しなければならない。

2 利用者は、レンタルラボの様態替え、改造その他現状を変更してはならない。ただし、

事前に書面をもって農林海洋科学部長の承認を得た場合は、この限りではない。

- 3 利用者は、利用承認の取消しがされたとき、又は利用期間が満了したときは、レンタルラボを原状に回復し、農林海洋科学部長の確認を受けなければならない。

(機器の搬入等)

第12条 利用者は、研究に必要な機器類等を搬入しようとするときは、機器等搬入申請書(別紙様式2)を農林海洋科学部長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 農林海洋科学部長は、前項の申請があったときは、機器等搬入申請書を審査の上、当該申請に対して承認するか否かを決定し、その旨を利用申請者に通知するものとする。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により建物又は設備を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、レンタルラボの運営に関し必要な事項は、農林海洋科学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第10号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年9月24日規則第36号)

この規則は、令和3年9月24日から施行する。

別紙様式 1 (第 4 条関係)

高知大学農林海洋科学部レンタルラボラトリー利用申請書(新規・継続・変更)

年 月 日

高知大学農林海洋科学部長 殿

申請者 (代表者・職名)

住 所 (所属)

連絡先・電話番号

下記のとおり、レンタルラボラトリーを利用したいので申請します。なお、利用にあたっては、高知大学農林海洋科学部レンタルラボラトリー規則等を遵守し、農林海洋科学部長の指示に従うことを確約します。

記

研究課題			
利用の概要			
利用予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用予定室名			
高知大学共同研究担当者等	所属・職名	氏 名	連絡先(TEL)
民間機関等共同研究者等	所属・職名	氏 名	連絡先(TEL)
持ち込み設備・機械・測定器等	設備等名	数量	希望する搬入日時
利用する農林海洋科学部設備・機械・測定器等	設 備 等 名		
農林海洋科学部専用欄	利用承認： 承認 不承認 (理由：) 年 月 日 高知大学農林海洋科学部長		

別紙様式 2 (第12条関係)

機 器 等 搬 入 申 請 書

年 月 日

高知大学農林海洋科学部長 殿

申請者 (代表者・職名)

住 所 (所属)

連絡先・電話番号

下記の機器等をレンタルラボラトリーに搬入したいので申請します。

記

搬入目的	
搬入室名	
搬入予定日時	年 月 日 時
搬入機器等名	
規 格	
寸 法	幅 mm ・ 高 mm ・ 行 mm
重 量	
消費電力	電圧 V ・ 電流 A
搬出予定日	年 月 日
備考 (関係書類)	
農林海洋科学部専用欄	利用承認： 承認 不承認 (理由：) 年 月 日 高知大学農林海洋科学部長